



商標登録証

(CERTIFICATE OF TRADEMARK REGISTRATION)

登録第 4 5 6 8 5 5 1 号

(REGISTRATION NUMBER)

商標 (THE MARK)



指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分 (LIST OF GOODS AND SERVICES)

第 7 類 動力機械器具 (陸上の乗物用のものを除く。), 起動器, 交流電動機及び直流電動機 (陸上の乗物用の交流電動機及び直流電動機 (その部品を除く。)) を除く。), 交流発電機, 直流発電機, 軸, 軸受, 軸継ぎ手, その他別紙記載

商標権者 (OWNER OF THE TRADEMARK RIGHT)

ドイツ連邦共和国, 0 1 2 5 7 ドレスデン, ピルネル・ラントストラーセ, 1 7 6
国籍 ドイツ連邦共和国

ヴァーレンツァイヒェンフェルバント・ファウエーエム・アインゲトラーゲナ
ー・フェライン

出願番号 (APPLICATION NUMBER)

商願 2 0 0 0 - 0 8 6 9 4 7

出願年月日 (FILING DATE)

平成 1 2 年 8 月 7 日 (August 7, 2000)

この商標は、登録するものと確定し、商標原簿に登録されたことを証する。

(THIS IS TO CERTIFY THAT THE TRADEMARK IS REGISTERED ON THE REGISTER OF THE JAPAN PATENT OFFICE.)

平成 1 4 年 5 月 1 7 日 (May 17, 2002)

特許庁長官 (COMMISSIONER, JAPAN PATENT OFFICE)

及川耕造



商 標 登 録 証

(続葉 1)

(CERTIFICATE OF TRADEMARK REGISTRATION)

登録第 4 5 6 8 5 5 1 号 (REGISTRATION NUMBER)

商願 2 0 0 0 - 0 8 6 9 4 7 (APPLICATION NUMBER)

指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分 (LIST OF GOODS AND SERVICES)

(第 7 類) ベアリング, その他の機械要素 (陸上の乗物用のものを除く。)

第 9 類 測定機械器具, 配電用又は制御用の機械器具, 回転変流機, 調相機,
電気磁気測定器

第 3 7 類 機械器具設置工事, 電気工事, 配電用又は制御用の機械器具の修理又
は保守, 発電機の修理又は保守, 電動機の修理又は保守

[以下余白]